平成２６年（フ）第２５０号
佐賀県鳥栖市轟木町1269―１　レオパレスエターナル206号室、住民票上の住所福岡県三井郡大刀洗町大字三川1188番地13
債務者　二ノ宮理栄
１　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月７日午前11時
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
佐賀市長瀬町８番261号　県営昭栄団地
債務者　古川佳奈子
１　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月７日午前11時
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
佐賀県小城市小城町松尾2878番地１、住民票上の住所佐賀市鍋島１丁目17番26号　東３
債務者　岡村　郁弥（旧姓森永）
１　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月７日午前11時
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８６４号
東京都東大和市向原６丁目１番地19―809号
債務者　矢吹　由枝
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８１号
北海道帯広市柏林台北町４丁目１番地　柏林北町４―4085
債務者　佐々木和也
１　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月22日午後２時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８７８号
東京都府中市本宿町１丁目25番地の４グリーンハイツオザワ201
債務者　大森　　広
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７２４号
横浜市中区長者町１丁目１番地６　壱番館613号室
債務者　加藤　　誠
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７０号
横浜市港南区下永谷３丁目24番５号　第六神一ハウス203
債務者　立石十三夫
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８４号
横浜市保土ケ谷区川島町651番地　ハイム向台４号棟101号
債務者　関　　悦郎
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８８号
横浜市戸塚区川上町318番地　県営川上団地40棟404号
債務者　前仲洋一郎
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８９号
横浜市戸塚区川上町318番地　県営川上団地40棟404号
債務者　前仲あかし
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
熊本県山鹿市山鹿1150番地、前住所埼玉県さいたま市見沼区東大宮４丁目12番地５　503号
債務者　牧野　裕之
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第４３８号
東京都東大和市上北台２丁目902番地上北台住宅11―206号
債務者　福田　泰紀
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９０５号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地12棟301号
債務者　中坂　勝也
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４０８号
川崎市中原区今井仲町380番地　トミーハウスⅡ302
債務者　成田ナオ子（旧姓谷口）
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係